

狭あい道路拡幅整備事前協議の郵送対応について

「狭あい道路拡幅整備事前協議」の書類提出について、窓口混雑緩和を目的として、郵送による受付もいたします。

～狭あい道路拡幅整備事前協議書類の郵送方法～

届出者の代理人は、送付物に郵送する書類の名称及び代理人の連絡先（電話番号・メールアドレス）をご記入し、郵送方法を「信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書）」として送付してください。

※「信書」扱いによる郵送方法については、信書便事業者へお問い合わせください。

～注意事項～

- ・書類不備等がある場合は、修正や追加で書類の提出が必要となります。必要書類が区に揃い、受理した日が「届出日」となります。届出書の発送日ではございませんので、十分余裕を持ってご提出ください。
- ・郵便事情による遅延や紛失について、区はその責を負いません。
- ・到着した届出書につきましては、担当者から代理者へ、ご連絡をさせていただきます。
- ・書類の修正が必要な場合は、窓口での修正または書類の追加提出（窓口・郵送・メール）となります。

～郵送先及び問い合わせ先～

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-20-1

世田谷区防災街づくり担当部建築安全課建築線・狭あい道路整備担当

電話番号 03-6432-7187